

# 特記仕様書

( 施工条件明示事項 )

工事名 : 令和元年度 市道波田1級7号線 舗装補修工事

工事場所 : 松本市 波田

工事の実施にあたっては、長野県建設部「土木工事共通仕様書(最新版)」及び「長野県土木工事施工管理基準(最新版)」その他指定された図書を参考とし、かつ別紙の事項について施工条件とする。

松 本 市

# 特記仕様書

( 施工条件明示事項 )

明示事項	明示内容及び制約条件
工程関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地元町会、隣接地権者及び耕作従事者など関係者へ工事着手前に施工方法及び時期について説明を行うこと。</li><li>2 契約後、速やかに着手すること。また、降雪前に現場作業を終了させること。</li><li>3 本工事は昼間工事を想定して設計してあるが、現場周辺状況により夜間施工への変更を検討したい場合等は、監督員と協議すること。</li></ol>
用地・基準点関係	無し
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。『別紙 1』</li><li>2 周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。</li><li>3 また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。</li><li>4 現場発生残土等各種資材の搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道に出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。</li></ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 安全訓練等の実施 工事現場においては、長野県建設部「共通仕様書」1 - 1 - 37に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。  安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。</li><li>2 施工に関しては現地状況等を勘察して、受注者が交通処理計画を立案し、監督員と協議すること。</li><li>3 施工にあたっては、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。</li><li>4 交通安全施設については下記により実施することを原則とする。 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。  車道部分に接し、車などの飛び込みの恐れのある場合にはガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、安全対策に配慮すること。</li></ol>

	<p>5 交通規制箇所については、規制期間を極力短くし計画すること。また、行事等の時期を把握し、交通解放など地元の希望に沿う規制方法とすること。</p>
工所用道路関係	<p>公道を工所用道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分に 行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損 した場合は、請負者の責任において速やかに原形復旧すること。 着手前の道路状況写真を必ず撮影しておくこと。</p>
仮設工事等関係	無し
残土・産業廃棄物関係	<p>1 本工事の施工で生じる発生土については、自由処分とする。</p> <p>2 特定建設資材及び産業廃棄物の処分については『別紙2』のとおり処分 先を想定して処分費、運搬費を計上している。 受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対 象とはしない。 本工事における既設舗装石板については再利用の計画があるので、なる べく破損しないように、波田扇子田運動公園へ搬出すること。</p> <p>3 建設副産物の運搬・処理について 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面に よる委託契約を締結すること。</p> <p>運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。</p> <p>下請け業者が建設副産物を運搬・処理する場合でも、下請契約とは別 に委託契約を締結すること。</p> <p>マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うと ともに、マニフェスト（A、B2、D、E表）の（写）及び再資源化 施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。</p> <p>施工計画書に下記書類を添付すること。 ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬 業者の許可書の写し イ 受注者と処理又は運搬業者との契約の写し ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート</p> <p>4 再生資源利用等計画書、実施書の提出 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促 進計画書」を提出する。</p> <p>竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 提出する。</p> <p>提出様式は次のいずれかにより作成し、実施書のデータを提出する。 ア COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用 した様式 イ 建設リサイクル報告様式（EXCEL） 国土交通省HPよりダウ ンロード</p> <p>対象は量の多少にかかわらず、全てとする。</p>

工事支障物件等	電線類が上空にある箇所については、十分注意すること。
排水工関係 (濁水処理を含む)	無し
薬液注入関係	無し
品質及び技術管理関係	<p>1 建設資材の品質記録保存 土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。</p> <p>2 コンクリート品質管理の取り扱いについて 生コン納品書(伝票)の扱い ア 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。 イ 納品書には工場初時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。</p>
使用材料関係	使用材料は材料承認願を提出すること。
その他	<p>1 過積載防止関係 過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。 取引メーカー業者から購入する各種材料(生コン・AS・骨材等)や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とする。 対策について、施工計画書(施工方法)に具体的に記載すること。 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。</p> <p>2 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努められたい。</p> <p>3 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等構造改善対策にも配慮されたい。</p> <p>4 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出すること。</p> <p>5 建設業法及び公共工事の入札契約の促進に関する法律に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。</p> <p>6 着手前には事前調査を必ず行い、必要に応じて地権者の立会いを行うこと。また、現場状況等及び施工条件に差異が生じた場合は、速やかに監督員と打合せをし、書面にて協議すること。</p> <p>7 創意工夫について受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p> <p>8 施工体制台帳について 受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、写しを監督員に提出すること。</p>

	<p>「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見易い場所に掲示を行うこと。</p> <p>産業廃棄物の処理、警備員等の委託業者についても、「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。</p> <p>9 建退共について請負代金の額が800万円以上の場合は、建設業退職員共済組合の発行する掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出すること。      なお、その他の退職金制度を利用している場合や期間内に収納書が提出できない場合は、あらかじめその理由を文書で提出すること。</p> <p>10 沿線民家及び店舗等の出入りを考慮し、調整の上、施工すること。</p> <p>11 着手後速やかに起工測量を実施し、施工前に成果品を提出し、監督員と協議すること。</p>
--	--

注) 明示事項が無い場合は、無しと記入する。

## 排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

## 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機、) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

1 建設発生土

残土処理	指定	地区名	松本市内	運搬距離	km
------	----	-----	------	------	----

条件 1. 指定の場合地区名及び運搬距離を明示する。

2. 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

2 特定建設資材(建設リサイクル法)

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルト・コンクリート塊	再利用	フラント名	(株)フロンティア・スピリット 運搬距離 11.0km		
		As切削			
		数量	52 t	23 m <sup>3</sup>	
		直接工事費	処分費 62,400円	運搬費	144,900円
		フラント名	運搬距離 km		
		As掘削			
		数量	t	m <sup>3</sup>	
		直接工事費	処分費	運搬費	
セメント・コンクリート塊 (石板)	再利用	フラント名	波田扇子田運動公園 運搬距離 6.5km		
		(1)無筋co			
		数量	t	53 m <sup>3</sup>	
		直接工事費	処分費 円	運搬費	241,150円
		(2)鉄筋co			
		数量		m <sup>3</sup>	
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
		(3)二次製品			
数量	t	m <sup>3</sup>			
直接工事費	処分費 円	運搬費	円		
建設資材木材		フラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1.設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2.積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

3.上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とすることがある。

4.現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については変更の対象とする。

3 産業廃棄物(建設廃棄物処理指針)

種別	処理条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず(抜根・伐採材)	再利用	フラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
汚泥		フラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
その他 (金属くず他)		フラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1.備考欄については、2特定建設資材欄と同じ。